

湯沢町犯罪被害者等支援条例(案)について

【概要】

1. 条例制定の背景

ある日突然犯罪に巻き込まれ、その犯罪の被害者、家族又は遺族となった方は、犯罪の直接的な被害だけでなく、精神的、経済的な困難や周囲の偏見、誹謗中傷といった二次的被害に直面することが多く、平穏な生活を営むための妨げとなっています。

このような背景の下、国では犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」を施行しました。また新潟県では基本理念や県・県民・事業者・支援団体の責務を規定し、体系的な犯罪被害者支援施策を推進することを目的として、令和3年4月に「新潟県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

そこで、本町においても被害者等に寄り添った支援を行い、町民等が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、「湯沢町犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

2. 条例制定の目的（第1条）

本町における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のために施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

3. 主な内容（案）

（1）基本理念（第3条）

項番	内容
1	犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障される権利を有することを鑑み、これを配慮して行わなければならない。
2	犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ適切に行われるとともに、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次的被害及び再被害が生ずることのないよう十分配慮して行わなければならない。

3	犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行わなければならない。
---	--

(2) 町・町民等・事業者の責務

対象	内容
町 (第4条)	① 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。 ② 町は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。
町民等 (第5条)	① 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 ② 町民等は、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるとともに、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。
事業者 (第6条)	① 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 ② 事業者は、犯罪被害者等の雇用及び勤務に十分配慮するよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

(3) 基本的施策

条名	内容
相談及び情報の提供等 (第7条)	町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等で受けた被害により犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。
見舞金の支給 (第8条)	町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、別に定めるところにより、見舞金の支給等を行うものとする。*

日常生活の支援 (第 9 条)	町は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の状況に応じ、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。
安全の確保 (第 10 条)	町は、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに配慮するとともに、その他の必要な支援を行うものとする。
居住の安定 (第 11 条)	町は、犯罪等又は二次的被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅等への入居における配慮その他の必要な支援に努めるものとする。
雇用の安定 (第 12 条)	町は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況の理解増進、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備促進等がされるよう事業者への啓発活動に努めるものとする。
町民等及び事業者の理解の増進 (第 13 条)	町は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等の支援の必要性について、町民等及び事業者の理解増進を図るとともに、二次的被害を防止し犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう広報及び啓発活動を行うものとする。

※【参考】湯沢町犯罪被害者等見舞金支給事業実施要綱

犯罪被害者等への見舞金の支給を、以下の通り実施しています。

	種類	対象	支給額
1	遺族見舞金	犯罪行為により死亡した者の第 1 順位の遺族に対し見舞金を支給	30 万円
2	重傷病見舞金	犯罪行為により重傷病を負った者に対し見舞金を支給	10 万円